

道路課のお仕事

併せて阿見町ホームページ「道路課メニュー」をご覧ください。 https://www.town.ami.lg.jp/soshiki/21-8-0-0-0 2.html

各ページに掲載しているQRコードを読み込むと、該当する項目のホームページをご覧いただけます。



令和5年11月

町道の状況

令和5年3月31日現在の町道の状況は次の通りです。

•町道実延長(供用開始している町道) 732,667m

•町道舗装済延長 468,927m

•町道舗装率 64.0%

町道総延長約732kmは、直線距離で阿見町から広島市辺りに相当する長さになります。

舗装率を他市町村と比較すると、令和2年3月時点での茨城県全体の平均値が65.2%、県南地域の平均値が68.6%となっており、阿見町の舗装率は県平均をやや下回っている状況です。

道路課の業務(1)

道路課の業務は、阿見町行政組織規則(平成19年3月5日規則第9号)において次のように規定されています。以下にいう道路とは、町道のことです。

町内の国道及び県道は、茨城県(主に茨城県竜ヶ崎工事事務所、一部は茨城県土浦土木事 務所)が管理しています。

- 1.道路及び橋梁の整備、維持管理及び修繕に関すること。
- 2.道路台帳の整備保管に関すること。
- 3.道路の境界確認に関すること。
- 4.道路敷の占用許可及び工事の承認に関すること。
- 5.道路の認定、変更及び廃止に関すること。
- 6.道路保護団体に関すること。

- 7.道路敷の登記事務に関すること(未登記分を含む。)。
- 8.土木災害復旧事業に関すること。
- 9.地籍調査事業に関すること。
- 10.首都圏中央連絡自動車道に関すること。
- 11.交通安全施設整備に関すること。

道路課の業務(2)

前ページの11業務を大別すると次のようになります。

ア) 道路、橋梁の維持管理に関すること: 1,4,6,8,11

イ) 道路の記録に関すること: 2,3,5,7,9

ウ)その他:10



町道整備の事業

阿見町における町道整備は、「幹線道路」、「特定道路」、「生活道路」、「交通安全対策」の4つの事業に大きく分類しています。

幹線道路:「都市計画道路」のように道路ネットワークを構築するための主要な町道です。

特定道路: 町の主要施設の整備や、まちづくり事業と連携して、施策的な位置付けのもとに整備する道路です。

生活道路: 行政区内の道路。町民の最も身近な公共施設であり、住民生活に欠かせない道路 です。

交通安全対策:「歩道整備」、「交差点改良」、「交通安全施設設置」など、安全性の向上に資する事業です。

「生活道路」、「交通安全対策」が町民の皆様に特に身近なものであり、皆様からいただく要望の多くがこの2つに関するものです。

ア)道路、橋梁の維持管理に関すること(1)

①道路パトロール

週3回(平日の月・水・金曜日)、町道のパトロールを実施しています(1日の走行距離約60-70km)。パトロールで発見した道路の不具合(道路の凹みや草木の道路側へのはみ出し、倒れこみ等)は、軽微なものについてはその場で対処し、簡単に対処できない場合は専門業者に補修などを依頼しています。

また、町民の皆様や関係各所から提供された道路の不具合情報は、パトロール員が現地確認をして、軽微なものは道路パトロールで対処しています。

②道路に関する提供情報への対応

道路に関して窓口や電話で提供いただいた情報については、まず現地を確認し、どのように対策するかを判断・対処します。例えば、夏場の草刈り要望や台風、大雨、降雪時の倒木竹、道路冠水などへの対応があります。

ア)道路、橋梁の維持管理に関すること(1-2)

道路パトロール補修例



補修前



補修後

倒木竹対応



カーブミラーの破損



道路障害対応一冠水の例



道路障害対応一陥没の例



ア)道路、橋梁の維持管理に関すること(2)

③要望書への対応

町民の皆様の道路に関するご相談、ご要望は、各行政区の区長から要望書として提出していただきます。主な内容として舗装補修、排水補修、側溝清掃があります。要望書を受理した後、職員が現地確認を行い、必要に応じて専門業者に工事を依頼します。





④生活道路の整備

町民の皆様の生活に最も身近な生活道路の整備は、関係地権者の皆さんの同意書を添えた区 長さんからの要望書に基づき、該当する町道を点数化して評価し、概ね2年に一度開催される生活 道路整備審査会の審査を経て、道路整備の優先順位が決定されます。

関係する道路予算には限りがあることや関係する条件の整備状況により整備実施の順序は前後することがありますが、審査会から3年程度の間に5~7本程度の生活道路の整備が実施されます。

また、これまでは幅員4mの舗装道路が整備されることが前提でしたが、近年は該当する町道の全区間で幅員4mが確保できない場合でも、一定の条件を満たせば道路の舗装を優先する道路整備の方法が採用できるようになり、舗装整備が進めやすくなりました。

ア)道路、橋梁の維持管理に関すること(3)

⑤交通安全施設の整備

区長や町民の皆様からカーブミラーやラバーポールなどの交通安全施設設置の要望が提出されます。また、学校教育課が実施している通学路交通安全プログラムにおいて、学区ごとの保護者の皆さんや先生方で通学路の問題点をチェックし、改善要望をいただきます。

要望に基づき現地確認を実施し、必要に応じてガードレールやラバーポールの設置や「グリーンベルト」や「学童注意」などの路面標示を実施します。

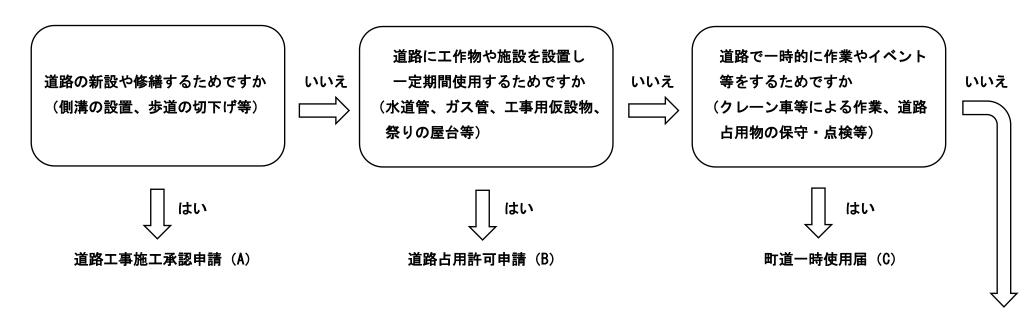


ア)道路、橋梁の維持管理に関すること(4)

⑥道路工事施工承認申請、道路占用許可申請、町道一時使用届について-1

道路で工事や催し物を実施する場合は、町の許可または承認が必要になります。

<道路使用の目的は何ですか。>



役場道路課へご相談ください(D)

ア)道路、橋梁の維持管理に関すること(5)

⑥道路工事施工承認申請、道路占用許可申請、町道一時使用届について-2

<工事や催し物の例>

- (A)道路側溝の入替、歩道の切下げ、防護柵の撤去・移設
- (B)水道管・ガス管の埋設、工事のための足場、仮囲い等、祭りで道路に屋台や幕などの設置
- (C)建築工事のためのクレーン車等による作業、道路占用物の保守・点検、式典や駅伝の開催
- (D)その他

* 分からないことがありましたら、ご遠慮なく役場道路課へご相談ください。







ア)道路、橋梁の維持管理に関すること(6)

⑥道路工事施工承認申請、道路占用許可申請、町道一時使用届について-3

- <申請に必要な書類> 各申請書様式は、阿見町ホームページからダウンロードしてください。
- (A)道路工事施工承認申請(道路法第24条)
- (B)道路占用許可申請(道路法第32条)
 - (A),(B)共通 ·工事開始日の2週間前までに、2部提出してください。
 - ・車道の交通規制が必要な場合は、警察署に提出する道路工事実施協議書、消防署に提出する道路工事届出書も2部ずつ提出してください。それぞれに位置図、計画平面図、交通規制保安図、う回路図(通行止めの場合)を添付してください。
 - ・歩道のみの交通規制が必要な場合は、警察署に提出する道路工事実施協議書のみを2部提出してください。添付書類は車道規制の場合と同じです。
 - ・工事完了後は完了届を提出してください。

(C)町道一時使用届

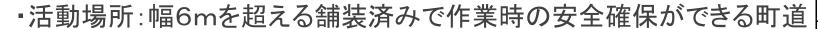
- ・位置図、平面図、交通誘導図を添付し、2部提出してください。
- 車道の交通規制がある場合は、消防署へも道路工事届出書の提出が必要です。
- (D)役場道路課へご相談ください



ア)道路、橋梁の維持管理に関すること(7)

⑦道路里親制度について

身近な道路の美化・保全等を推進するために、町民の皆さんや企業などが「里親」となり、道路の清掃、植栽の管理などの美化活動に取り組んでいただく制度です。町は、参加団体へ道路美化活動費に対する補助金の交付・保険の加入・看板の設置などの支援をしていきます。



- ・活動内容:ゴミ等の収集・除草・清掃、道路施設の破損等の情報提供、 その他道路等の愛護活動に必要なこと
- ・応募条件:活動延長が100m以上であり、5人以上で構成された地域住 民団体または企業団体が、年4回以上活動を実施すること

令和5年4月1日現在、6つの里親団体、約120名の方々が活動されています。



道路里親制度の補助金

里親の活動延長	年間の補助金額
100m以上300m未満	上限1万円
300m以上500m未満	上限2万円
500m以上1km未満	上限3万円
1km以上	上限5万円



ア)道路、橋梁の維持管理に関すること(8)

- **⑧道路側溝に敷地内雨水・合併浄化槽からの処理水を流す場合の申請について-1** 次の事項を満たす場合に、申請できます。
 - ・敷地に接している町道に側溝がある事(道路を横断しての接続は不可)。
 - ・接続箇所は原則1敷地あたり1箇所。
 - 合併浄化槽からの処理水と雨水の放流は同じ最終桝でも良い。
 - ・接続管は原則100mm以下の硬質塩化ビニル管のみ。
 - 接続管と側溝の接続部分はモルタル巻き等で補強する。

既に側溝に接続されている場合、側溝との接続部分に変更がなければ申請は不要です(開発等で設置されている雨水桝を使用する場合や建替等で既存の桝を使用する場合等)。

※水路への接続申請は都市整備課へご確認ください。



ア)道路、橋梁の維持管理に関すること(9)

⑧道路側溝に敷地内雨水・合併浄化槽からの処理水を流す場合の申請について-2

雨水を側溝に放流したい場合は、宅内処理(浸透処理)をした最終桝からのオーバーフロー分のみ放流可能です。外流し水栓の水は放流不可です。

合併浄化槽からの処理水を側溝に放流したい場合は、その場所が土地改良区域に該当するかどうか農業振興課に確認し、該当する場合には土地改良区の同意を得てください(申請書への添付は不要)。

申請書には次の書類を添付してください。(1)位置図、(2)排水計画平面図(敷地内建築物から放流先までの流入経路及び接続管の口径、種類)、(3)断面図(敷地内最終雨水桝から放流先まで)。

イ) 道路の記録に関すること(1)



①道路の境界確認について

私有地と町道の境界確認が必要な場合は、(1)現地見取図、(2)申請地の公図写(14条地図)、(3)地積測量図、(4)その他町長が必要と認めるものを添えて道路境界確認申請書により<u>申請</u> 手続きを道路課窓口で行ってください。

申請に係る測量作業は土地家屋調査士、測量士等の測量資格を有する者が行ってください。

また、関係する地権者の立会が必要となりますので、申請者において関係地権者の立会を手配してください。

[関係地権者の立会の必要な範囲]

- ・町道で舗装がされており、幅員4m以上の道については片側のみの 立会で可
- ・町道で未舗装及び舗装はされているが幅員4m未満の道については 対向の立会も必要



イ) 道路の記録に関すること(2)

②道路台帳について

道路台帳は閲覧が可能です。確認したい場所の住所をご確認の上、

- ・阿見町ホームページで道路台帳をご覧いただくか、
- ・窓口でお問い合わせください。必要な場所の道路台帳をA3サイズで印刷してお渡しすることができます(コピー代必要)。

https://amitown.maps.arcgis.com/apps/webappviewer/index.html?id=fa78c09ad91142239170e5b1afd4335d





道路台帳マップの例





道路台帳の例

イ)道路の記録に関すること(3)

③町道の路線名について

町が管理する道路と橋梁には番号または名前がついています。

例えば、町道0110号線、不動橋、1003号橋という具合です。

町道の路線名を確認したい場合は、確認したい場所の住所をご確認の上、

- ・阿見町ホームページで道路台帳をご覧いただくか、
- ・窓口または電話、郵送、FAXでお問い合わせください。

④道路の幅員について

道路の幅員を確認したい場合は、正式な幅員は公図により確認してください。

おおよその幅員であれば、道路台帳で確認できますが、台帳作成時の現況幅になります。

阿見町では認定幅員は採用していません。

イ)道路の記録に関すること(4)

⑤道路幅員証明願について

町道の幅員証明が必要な方は、「道路幅員証明願」に申請地位置図 (住宅地図等)及び公図の写しを添えて、正副2部作成し提出してください。



現地確認作業等を行うため、交付までに約5日程度かかります。

幅員証明の交付に手数料はかかりません。

